

スマートファミリープラン [ガスセット]

(需給契約条件)

令和元年10月1日 実施

九州電力株式会社

スマートファミリープラン [ガスセット]

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
3	契 約 電 流	2
4	料 金	2
5	電流制限器等の取付け	4
6	ガス使用契約が消滅する場合等の取扱い	4
7	そ の 他	4
附	則	6
別	表	8

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(1) 同一の需要場所において、同一の契約名義により、当社からガスの供給を受けていること。

ただし、当社からガスの供給を受けていないお客さまについても、次のいずれかに該当する場合は、適用することがあります。

イ この需給契約条件の適用開始にあわせて当社からガスの供給を受けることが明らかな場合で、ガスの供給開始に先だつてこの需給契約条件の適用を開始される時。

ロ 当社とのガス使用契約の消滅にあわせてこの需給契約条件の適用を解消されることが明らかな場合で、ガス使用契約消滅後にこの需給契約条件の適用を解消される時。

(2) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(3) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契約電流

- (1) 契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
- (2) 当社は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

4 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および電気供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，電気供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は，電気供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，電気供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は，電気供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，電気供給条件別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イ

によって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	297円00銭
契約電流15アンペア	445円50銭
契約電流20アンペア	594円00銭
契約電流30アンペア	891円00銭
契約電流40アンペア	1,188円00銭
契約電流50アンペア	1,485円00銭
契約電流60アンペア	1,782円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円06銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円96銭

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	314円79銭
---------	---------

5 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。

6 ガス使用契約が消滅する場合等の取扱い

当社とのガス使用契約が消滅する場合等、1（適用範囲）(1)に定める適用範囲を満たしていないことを当社が確認した場合には、この需給契約条件の適用を解消させていただきます。この場合、当社の需給契約条件のスマートファミリープランを適用いたします。

7 その他

- (1) この契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(2) 当社は、電気供給条件20（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお、最低月額料金の日割計算は、電気供給条件20（日割計算）(1)イに準ずるものとし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(3) 料金の支払方法について、原則として電気供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ロは適用いたしません。

(4) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものといたします。

附 則

1 この需給契約条件の実施期日

この需給契約条件は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、4（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料 金 率
	円
基本料金	
契約電流10アンペア	291.60
契約電流15アンペア	437.40
契約電流20アンペア	583.20
契約電流30アンペア	874.80
契約電流40アンペア	1,166.40
契約電流50アンペア	1,458.00
契約電流60アンペア	1,749.60
電力量料金	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17.14
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22.64
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24.50
最低月額料金	
1契約につき	309.06

別 表

(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 電気供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。